

令和6年度

ごみの日カレンダー



郡山市Web
ごみ・リサイクル

ごみ集積所は、町内会又は自治会等が設置し、管理しています。
ごみ集積所を利用する際は、ごみ集積所の管理者にご相談ください。
利用している方全員で「ごみ集積所」を清潔に保ちましょう。



正しく分別して

透明又は半透明のごみ袋で

収集日の朝決められた時間に

自分が環境美化に参加しているごみ集積所へ

出しましょう

ごみの分別の詳細については、「保存版 家庭ごみの分け方と出し方」(市ウェブサイトに掲載)を参照してください。

1 減量(Reduce)、再利用(Reuse)、再生(Recycle)の3R(スリーアール)に努めましょう。

収集日は郡山市公式LINEでも案内しています。詳しくはこちら。



福島県環境アプリ

お住まいの地域のカレンダーも表示できます。詳しくはこちら。



(リデュース) Reduce ~減量~

ごみになるものを家に持ち込まないようにしましょう。

●無駄なく買い物をしましょう。

食品ロスの削減に取り組みましょう。

●食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。食品ロスの発生を減らしましょう。

(リユース) Reuse ~再利用~

物を捨てないで生かして使いましょう。

●詰め替え容器の利用や、修理できるものは修理して使いましょう。

(リサイクル) Recycle ~再生~

リサイクルに支障になる異物が多くあります。正しい分別の徹底をお願いします。

【使用済小型家電】

家庭内のパソコン、タブレット型端末機、デジタルカメラ、携帯電話、スマートフォンなどは市役所本庁舎・西庁舎、各行政センター、各市民サービスセンター、中央公民館、各グリーンセンター内にある緑色の回収ボックスに投入してください。

【集団資源回収】

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、繊維類(古布等)、スチール缶、アルミ缶、ビールびん、一升びん、Rびんなど
●町内会、子供会などで行う資源回収に積極的に参加しましょう。

ごみ集積所に出せるもの 資源物(異物を混ぜないで)	ペットボトル・プラスチック製容器包装	飲食用ペットボトル PET このマークが目印です。 中を軽くゆすいで	混ぜずに別々の袋を出してください。 ※袋を二重にしないでください。	プラスチック製容器包装 このマークが目印です。 対象外 → 燃やしてよいごみへ 油、納豆の容器やラップフィルムなどの汚れや臭いのひどいもの、プラスチック製のおもちゃ、ハンガー、パケツ など	〈水洗いし、汚れのないもの〉 ※汚れのあるものは燃やしてよいごみ ボトル類(シャンプー、洗剤など) キャップをはずして 容器類 キャップ・ふた類 トレイ類 袋類 外装フィルム・パック材 緩衝材 ※ビーズ状は燃やしてよいごみ
	びん・缶・紙	ガスカートリッジ・スプレー缶 爆発事故防止のため、ガス抜きキャップ等を使用し中身を出し切り、火気のない風通しのよい屋外で穴を開けてください。 穴を開けて	びん・乾電池 キャップをはずして 中を軽くゆすいで(栄養ドリンク等も必ずゆすいでください。) 乾電池は小さい袋に入れてから 対象外 充電式電池、ボタン型電池 これらは、販売店で回収しています。	アルミ缶・スチール缶 中を軽くゆすいで 対象外 汚れが付着している缶・油缶・塗料缶・ワックス缶は燃やさないごみ	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・紙製容器包装 〈種類別にひもで束ねて〉 ※雨や雪の日は、出さないでください。 新聞 紙パック 紙製容器包装 雑誌 段ボール 雑紙 平たく伸ばして切り開いて 紙袋に入れて 対象外 感熱紙、防水加工紙、ろうびきのダンボール、シール紙、内側がアルミ加工の紙パックなどは燃やしてよいごみ

2 減量、再利用、再生できないものは、次のルールに従って出してください。

ごみ集積所からの持ち去り行為を見かけたら、3R推進課へ通報してください。

ごみ集積所に出せるもの	燃やさないごみ	●生ごみ(水分をよく切って) ●汚れた紙製・プラスチック製容器、包装類 ●ポリタンク(中身を使い切って) ●CDとそのケース ●ふとん(丸めて、1回に2枚まで) ●紙おむつ(汚物を取り除いて) ●ゴルフバッグ ●庭木類(枝は、枝束30cm以内・長さ1m以内、1回に2束まで。幹は、直径15cm以内・長さ1m以内、1回に2本まで。葉・草・花は1回に45リットルごみ袋で2袋まで) ●食用油(固めるか、布・紙等に浸して) など	
	燃やさないごみ	●ガラス・刃物類(紙に包み危険のないようにして袋に入れて) ●ストーブ・ファンヒーター(必ず燃料・乾電池を抜いて) ●電球類 ●チャイルドシート ●小型家電製品(炊飯器・掃除機・扇風機・ワープロ・ラジカセ・電子レンジ・ビデオカメラ・ゲーム機など(充電電池を外して)) ※大型の場合は粗大ごみ	

グリーンセンターへ自己搬入する場合の分別の仕方も同様です。

ごみ集積所に出せないもの	① 粗大ごみ ○長さ1m以上又は重さ10kg以上 ○横幅+奥行き+高さ 合計1m50cm以上のもの ※状態が良い家具類は、再利用(Reuse)することがあります。		処理方法 ●電話で3R推進課(☎924-2181)に申し込む。 ●市ウェブサイトでも申し込む。 ●週単位で受付を行い、翌週の収集となります。 ●申込点数は1週間につき5点までです。 ※申し込み状況により収集が延びる場合があります。 ※日時等の指定はできません。	③ 処理できないごみ ●農機具 ●充電式電池、ボタン型電池 ●消火器 ●自動車及び部品 ●タイヤ ●バッテリー ●ピアノ ●建設廃材 ●ガスボンベ ●ドラム缶 ●バイク ●電気温水器 ●サッシ(金属製) ●中の入った塗料缶・オイル缶 など	処理方法 販売店又は廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
	② 特殊ごみ ●ポータブルトイレ・便座 ●仏壇・神棚 ●アコーディオンカーテン ●塗料(ペンキなど) ●引越ごみ(多量) ●庭木剪定(多量) ●戸(木製)・たたみ など		処理方法 クリーンセンターへ自己搬入(有料 家庭廃棄物:10kgにつき55円)するか、廃棄物処理業者に処理を依頼してください。 ※クリーンセンターに自己搬入する場合は、3R推進課又は各行政センターで確認申請をしないと無料となるものもあります。 ※クリーンセンターへの搬入を制限する場合があります。	④ 家電リサイクル対象品 市では収集・処理しません。 ●エアコン ●テレビ ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機	処理方法 買換えの場合は、購入する小売店などに依頼するか、メーカー名や型番を確認のうえ、郵便局でリサイクル料金を振り込み、振込証明や明細を持って喜久田町卸2丁目12番地にある日本通運様の指定取引所に自己搬入してください。

商店・事務所・飲食店などから出るごみは、家庭ごみではないのでごみ集積所に出せません。 → 処理方法 一般廃棄物は、グリーンセンターへ自己搬入するか、廃棄物処理業者(有料)に処理を依頼してください。